

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2019-135947(P2019-135947A)
 【公開日】令和1年8月22日(2019.8.22)
 【年通号数】公開・登録公報2019-034
 【出願番号】特願2018-20376(P2018-20376)
 【国際特許分類】

C 1 2 N 5/074 (2010.01)

C 1 2 M 3/00 (2006.01)

【F I】

C 1 2 N 5/074 Z N A

C 1 2 M 3/00 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細胞培養容器に、毛包上皮幹細胞を播種し、前記毛包上皮幹細胞が密集しつつも互いに離れた状態にある集積体を形成させる集積工程と、

前記毛包上皮幹細胞が密集しつつも互いに離れた状態にある集積体に細胞外マトリックス成分を加え、前記細胞外マトリックス成分と前記毛包上皮幹細胞の集積体との混合物を作製する混合工程と、

前記混合物に培地を加えて培養する培養工程と、

を備える毛包上皮幹細胞の培養方法。

【請求項2】

前記細胞外マトリックス成分がI型コラーゲンである請求項1に記載の毛包上皮幹細胞の培養方法。

【請求項3】

前記細胞培養容器が酸素透過性を有する材質からなる請求項1又は2に記載の毛包上皮幹細胞の培養方法。

【請求項4】

前記酸素透過性を有する材質がポリジメチルシロキサンである請求項3に記載の毛包上皮幹細胞の培養方法。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれかに記載の方法に使用される培養キットであって、

酸素透過性を有する材質からなる細胞培養容器と、

細胞外マトリックス成分と、

培地と、

を備える毛包上皮幹細胞の培養キット。